

# J Aバンクローン融資約款 新旧対照表（改正箇所のみ記載）

## 【改 正 後】 (2021年4月1日実施：協同住宅ローン㈱用、三菱UFJニコス(㈱用)

とします。

### 第15条（借主による相殺）

- 1 借主は、以下の場合を除き、ローン契約書および本約款による債務と期限の到来している借主の組合に対する貯金その他の債権とを、ローン契約書および本約款による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- ① 弁済や相殺につき法令上の制約がある場合
- ② 借主と組合との間の期限前弁済についての約定に反する場合

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

3 借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率等について借主と組合の間に別に定めがない場合には、組合の定めによるものとします。なお、期限前弁済について繰上返済手数料など別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

4 借主による相殺に関して各種貯金規定等に別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

### 第16条（債務の返済等に充てる順序）

1 組合が相殺または払戻充当をする場合、借主の組合に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができるものとし、借主はその充當に對して異議を述べることができないものとします。

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

3 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べることができないものとします。

4 第2項の指定により組合の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、組合の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、組合は借主に對して充当結果を通知するものとします。

5 前2項によって組合が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、組合はその順序方法を指定することができるものとします。

### 第17条（担保）

1 担保価値の減少、借主またはその連帯保証人の信用不安などの組合の借主に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められる場合において、組合が相当の期間を定めて請求したときは、借主は組合の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または連帯保証人をたてもしくはこれを追加します。

2 借主が組合に対する債務の履行を怠った場合には、組合は、担保について、法定の手続きも含めて一般に適当と認められる方法、時期、価格等により組合において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず借主の債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には借主は直ちに弁済します。借主の債務の弁済に充当後、なお取得金に余剰が生じた場合には、組合はこれを権利者に返還するものとします。

3 借主が組合に対する債務の履行を怠った場合には、組合が占有している借主の動産、手形その他の有価証券は、組合において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱うこととに同意します。

4 本条の担保には、留置権・先取特権などの法定担保権も含むものとします。

### 第18条（危険負担、免責条項等）

1 借主が組合に提出した証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、組合が請求した場合には、借主は直ちに代わりの証書を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担します。

2 借主が組合に提供した担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合には、その損害について、組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担します。

### 第19条（届出事項）

1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により組合に届け出るものとし

(2021/04)

## 【改 正 前】

(2020年4月1日実施)

とします。

### 第15条（借主による相殺）

1 借主は、以下の場合を除き、ローン契約書および本約款による債務と期限の到来している借主の組合に対する貯金その他の債権とを、ローン契約書および本約款による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

① 弁済や相殺につき法令上の制約がある場合

② 借主と組合との間の期限前弁済についての約定に反する場合

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

3 借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率等について借主と組合の間に別に定めがない場合には、組合の定めによるものとします。なお、期限前弁済について繰上返済手数料など別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

4 借主による相殺に関して各種貯金規定等に別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

### 第16条（債務の返済等に充てる順序）

1 組合が相殺または払戻充当をする場合、借主の組合に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができるものとし、借主はその充當に對して異議を述べることができないものとします。

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

3 借主または連帯保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

4 借主による相殺に関して各種貯金規定等に別途の定めがあるときは、その定めによるものとします。

5 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べることができないものとします。

6 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

7 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べることができないものとします。

8 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

9 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

10 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

11 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

12 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

13 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

14 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

15 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

16 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

17 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

18 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

19 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

20 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

21 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

22 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

23 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

24 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

25 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

26 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

27 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

28 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

29 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

30 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

31 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

32 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

33 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

34 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

35 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

36 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

37 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

38 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

39 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

40 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

41 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

42 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

43 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

44 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

45 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

46 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

47 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

48 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

49 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

50 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

51 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。

52 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

53 借主が前項による指定をしなかったときは、組合は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に對して異議を述べことができないものとします。